

令和 6 年 4 月 9 日

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護事業者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部

地域生活支援課長

(公印省略)

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による運営基準の改正点等について

平素より、東京都の障害福祉行政に御協力いただき、ありがとうございます。

このたび、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（訪問系サービス）事業について、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による運営基準の主な改正点等を下記のとおりお知らせしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 訪問系サービス共通の改正点等

(1) 障害者虐待防止の推進

令和 4 年度から以下の取組が義務化されたところですが、未実施の場合、令和 6 年 4 月から基本報酬が減算されることとなりました。（所定単位数の 1 %減算）

ア 虐待防止委員会の定期的な開催（年 1 回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底

イ 従業者への定期的な研修の実施（年 1 回及び新規採用時に必ず実施）

ウ 虐待防止のための担当者の配置

※虐待防止のための措置に関する事項は、運営規程において定める必要がありますので、以下の都の記載例を参照いただき、各事業所にて修正しておいていただくようお願いします。なお、当該事項のみ変更したことによる変更届の提出は今回不要ですが、次回の変更届の提出時に、その他の変更と合わせて、変更後の運営規程を御提出いただきますようお願いします。

○運営規程記載例

東京都障害者サービス情報リンク先

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-002>

また、虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、事業所の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいとされました。

(2) 身体拘束等の適正化の推進

以下の取組を未実施の場合、令和 5 年 4 月から基本報酬が減算されているところですが、減算額の見直しが行われました。

ア やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

- イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会（身体拘束適正化検討委員会）の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ウ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- エ 従業者への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）

《身体拘束廃止未実施減算の見直し》

[現行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

（3）業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

令和6年度から以下の取組が義務化されていますが、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、令和7年4月から基本報酬が減算されることとなりました。（所定単位数の1%減算）

ア 感染症対策の強化

委員会の開催（*1）、指針の整備、研修の実施（*2）、訓練（シミュレーション）の実施（*3）

イ 業務継続に向けた取組の強化

業務継続計画等の策定、研修の実施（*2）、訓練（シミュレーション）の実施等（*3）

経過措置期間中の確実な実施をお願いします。業務継続計画については、国からガイドラインやひな形も示されていますので御活用ください。

*1 定期的な委員会の開催：概ね6月に1回以上

*2、3 定期的な研修、訓練（シミュレーション）の実施：年1回以上

《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル等

- 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

- 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

（4）障害福祉サービス等情報公表制度の未報告事業所への対応

障害福祉サービス等情報公表制度については、障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することが義務付けられているところですが、当該報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、令和6年4月から基本報酬が減算されることとなりました。（所定単位数の5%減算）

《参考》厚生労働省 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
（令和6年3月29日）問19

「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って

減算の対象とすることを想定している。

具体的には、関連通知の別添に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。

（５）地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に追加しました。

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現 行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に１回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に１回につき50単位を加算する。

（６）意思決定支援の推進

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定事業者は意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すべきとされました。

ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。

イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。

ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

また、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとされました。

（７）本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきとされました。

なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めていただくようお願いします。

（８）居宅介護計画の共有

居宅介護計画を作成した際には、利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者に対しても交付することとされたほか、サービス提供責任者は、以下の取組を行うこととされました。

ア サービス等利用計画を踏まえた居宅介護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図るものとする。

イ 他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとする。

（９）管理者の兼務範囲の見直し

管理者については、同一の事業所内の従業者（サービス提供責任者・居宅介護員）や、同一敷地内又は隣接している事業所の従業者との兼務が認められていましたが、同一事業者によって設置された他の事業所であつ管理上支障がなければ、同一敷地内又は隣接している事業所でなくとも、従業者としての兼務が認められることとなりました。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であつて、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）

2 各サービスの改正点等

（１）【居宅介護】特定事業所加算の加算要件の見直し

特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術が必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加します。

《居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の 20 %に加算
- ・特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の 10 %を加算
- ・特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の 10 %を加算
- ・特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の 5 %を加算

[現 行]

- ①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ②良質な人材の確保（介護福祉士の割合が 30 %以上等）
- ③重度障害者への対応（区分 5 以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④中重度障害者への対応（区分 4 以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

[見直し後]

- ①及び② （略）
- ③重度障害者への対応（区分 5 以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上）
- ④中重度障害者への対応（区分 4 以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上）

※令和 6 年 3 月 31 日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3 年間の経過措置を設ける

（２）【居宅介護】居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていましたが、質の向上を図る観点からこれを廃止します。

※あわせて「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数 30 %減算する」措置も廃止。

（３）通院等介助等の対象要件の見直し

居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とします。

《通院等介助等の対象要件の見直し》

[現行]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

[見直し後]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に算定することができる。

（４）【重度訪問介護】入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分６の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分４及び５の利用者も対象とします。

（５）【重度訪問介護】入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価します。

≪入院時支援連携加算 【新設】≫ 300 単位／回

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。

（６）【重度訪問介護】熟練従業者による同行支援の見直し

重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行います。医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から６か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とします。

《熟練従業者による同行支援の見直し》

[現行]

障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間 120 時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

[見直し後]

障害支援区分6の利用者に対し、(中略) 当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者(15 %加算対象者)に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

(7) 【同行援護】同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加します。

《同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・特定事業所加算(Ⅰ) (①～③のすべてに適合) 所定単位数の20%に加算
- ・特定事業所加算(Ⅱ) (①及び②に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算(Ⅲ) (①及び③に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算(Ⅳ) (①及び④に適合) 所定単位数の5%を加算

[現行]

①サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)

②良質な人材の確保

- ・介護福祉士の割合30%以上
- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
- ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供40%以上
- ・同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等30%以上
- ③重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)

[見直し後]

① (略)

② 良質な人材の確保

- ・介護福祉士の割合30%以上
- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
- ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供40%以上
- ・同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等30%以上
- ・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者20%以上

③ 及び④（略）

(8) 【同行援護】同行援護従業者養成研修のカリキュラム改正（令和7年4月1日）

同行援護従業者養成研修のカリキュラムを見直すとともに、改正後の同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除します。

なお、令和6年度末までに旧カリキュラムの研修を修了した従業者については、令和7年度以降も従業者要件を満たすために、新カリキュラムにおいて追加された課程を追加受講する必要はありません。また、盲ろう者向け通訳・介助員については、令和9年3月31日までは同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者とみなされますが、令和7年度以降、新カリキュラムにおける免除科目以外の科目を受講する必要がありますので、ご留意ください。

(9) 【同行援護】【行動援護】従業者要件に係る経過措置

報酬改定により、同行援護及び行動援護について、以下のとおり従業者要件に係る経過措置が延長されました。

ア 同行援護

同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者とみなす経過措置について、令和9年3月末まで延長します。

イ 行動援護

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件のうち、介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、令和3年度以降新たに資格を取得する者を除き、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長し、その後廃止します。

※なお、事業者におかれましては、経過措置終了までに、経過措置の対象者に計画的に研修を受講させるよう努めてください。

(10) 【行動援護】短時間の支援の評価

行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行います。

※「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（以下URLの104ページ以降）参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/001216035.pdf>

(11) 【行動援護】特定事業所加算の加算要件の見直し

加算要件の「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対しての医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加します。また、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修※を修了したサービス提供責任者の人数」を追加するほか、加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術が必要とする「行動関連項目18点以上の者」を追加します。※本通知発出時点では実施時期及び内容について未定。

《行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合）所定単位数の20%に加算
- ・特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合）所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合）所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合）所定単位数の5%を加算

[現行]

①サービス提供体制の整備

- ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等

②良質な人材の確保

- ・介護福祉士の割合30%以上
- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
- ・常勤の行動援護従事者によるサービス提供40%以上

③重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）

④中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

[見直し後]

①サービス提供体制の整備

- ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等

- ・サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

②良質な人材の確保

- ・介護福祉士の割合30%以上
- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
- ・常勤の行動援護従事者によるサービス提供40%以上
- ・サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者

③重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上）

④（略）

【問合せ先】

東京都 福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 在宅支援担当
TEL：03-5320-4325